会 議 記 録

会議名称			第 4 5 回 杉 並 区 環 境 清 掃 審 議 会
F	日時		平成22年10月22日(金)午後2時~午後3時53分
場所		所	区役所 中棟 5階 第 3 会議室
出	委	員 名	青山会長、秋田委員、石川貴善委員、今村委員、大川委員、木村委員、 鈴木定雄委員、鈴木雅也委員、杉之原委員、寺田委員、内藤委員、中崎委員、 中村委員、平田委員、若林委員、山田委員、 (16名)
者	区	側	環境清掃部長、環境課長、環境都市推進担当課長、清掃管理課長、都市計画課長、建築課長、みどり公園課長、杉並清掃事務所長、方南支所担当課長、東京二十三区清掃一部事務組合建設部計画推進担当部長、東京二十三区清掃一部事務組合建設部計画推進課長
例	夢聴者	針数	1名
配付資料等	事	前	第44回審議会会議録(案) レジ袋削減に関する取組状況等について 区内新聞販売量及び回収量推計について 杉並区みどりの実態調査における草地・農地率と農地面積の推移について
	当	Ħ	席次表 第45回杉並区環境清掃審議会 次第 杉並清掃工場建替事業「環境影響評価書案」あらまし 「ふれあい農業すぎなみ」 「杉並清掃工場建替事業」に係る環境影響評価書案に対する意見について (答申) (案)
会議次第			第45回杉並区環境清掃審議会 1 会長あいさつ 2 第44回会議録(案)の確認 3 会議内容 諮問事項 (1)「杉並清掃工場建替事業」に係る環境影響評価書案の意見について報告事項 (2)レジ袋削減に関する取組状況等について 4 その他 ①区内新聞販売量及び回収量推計について ②杉並区みどりの実態調査における草地・農地率と農地面積の推移について 5 次回開催予定(確認)

笠⊿	5	回杉並区環境清掃審議会
/// /+	.,	1977~1177~2~2~2~1971日 42~112~7~

- 1 会長あいさつ
- 2 第44回会議録(案)の確認
- 3 会議内容諮問事項
 - (1)「杉並清掃工場建替事業」に係る環境影響評価書案の意見について 報告事項
 - (2)レジ袋削減に関する取組状況等について
- 4 その他
 - ①区内新聞販売量及び回収量推計について
 - ②杉並区みどりの実態調査における草地・農地率と農地面積の推移について
- 5 次回開催予定の確認 平成23年1月20日(木) 午後2時から開催予定

主要な発言

第45回環境清掃審議会発言要旨 平成22年10月22日(金) 発言要旨

発言者

環境課長

どうも皆さんこんにちは。

定刻になりましたので、環境清掃審議会を開会したいと思います。

開会に先立ちまして、私から委員の皆様方の出席状況につきましてご報告をさ せていただきます。

ただいま、出席数14名でございます。事前に欠席のご報告をいただいてござい ます方は2名でございます。過半数で、定足数に達してございますので、今会議 は有効に成立をしてございます。

なお、本日の傍聴希望者でございますが、1名でございます。

最後に、報告事項等に関する資料の確認をさせていただきます。

まず、事前配付させていただきました資料でございますが、「レジ袋削減に関 する取組状況等について」でございます。それから、前回の審議会で杉並区環境 |施策をご説明する中で、後日お示しするとした資料でございますが、「区内新聞| 販売量及び回収量推計について」、それから「杉並区みどりの実態調査における 草地・農地率と農地面積の推移について」をお配りをいたしました。よろしくご 確認ください。

あわせまして、本日席上に配付させていただきました資料としまして、「杉並 清掃工場建替事業「環境影響評価書案」あらまし」について、冊子になったもの でございます。最後に、杉並区の農業祭のチラシにつきましても本日席上配付さ せていただきました。よろしくご確認のほどお願いいたします。

それでは会長、議事進行のほうをよろしくお願いを申し上げます。

長 どうも、皆様お忙しい中、ありがとうございます。

> 今日は、清掃工場の環境影響評価案に対する我々の意見を出すということで、 大事な討議、提案がございますけれども、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから始めさせていただきます。

|最初に、前回議事録、これは既に皆さん、ご自身の発言等についてはチェックし ていただいたと思うのですけれども、お手元にお配りした内容でよろしいでしょ うか。どうぞお願いいたします。

R 委員

会

すみません。ちょっと1カ所ほど。

29ページの7行目、ちょうど真ん中の後ろに「建築家」というところがあるの ですが、この「家」は、いわゆる部課長の「課」にしていただきたいと。

3

会 長 よろしいでしょうか。

環境課長 はい、承知をいたしました。

会 長

特にほかはございませんでしょうか。

では、よろしければ、この議事録、今の訂正分を含めてご承認されたというこ とでお願いしたいと思います。

それでは、ただいまから、主要な議題であります、諮問事項としての「「杉並 清掃工場建替事業」に係る環境影響評価書案の意見について」、区長より諮問を 受け、東京都に提出する杉並区長意見に関して、今日皆さんの意見を伺うという ことです。

この諮問についていかがいたしましょうか。課長お願いいたします。

環境課長

諮問文につきましては、ただいま環境清掃部長のほうから会長にお渡しをいた します。よろしくお願いいたします。

環境清掃部長

平成22年10月21日

杉並区環境清掃審議会

会長 青山俊介様

杉並区長 田 中 良

「杉並清掃工場建替事業」に係る環境影響評価書案に対する意見について 杉並区環境清掃審議会条例第2条第1項第3号及び同条例施行規則第2条第1 項第1号の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

- 1 諮問内容 「杉並清掃工場建替事業」に係る環境影響評価書案に対する意 見について
- 2 諮問理由 東京都環境影響評価条例に基づく「杉並清掃工場建替事業」に 関する杉並区長意見については、貴審議会意見を踏まえて作成し、東京都知事あ て提出する必要がある。
 - 3 答申予定日 平成22年10月31日 以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(諮問文会長に手交)

会 長 今、区長より諮問文を受領いたしました。

部長からのお話のとおりですけれども、最初のほうに区の規定に基づいて諮問 するということと、主に建替に関する区長意見はこの審議会の意見を踏まえて作 成して東京都に提出するという、それと期日が10月31日ですから、おおむねこの

審議会でご意見を出していただくということでございます。

皆様方には既に厚い評価書が、「概要」でございますけれども、お手元にいっ ているということで、これを読むのも非常に大変だと思うのですけれども、今 日、一部事務組合より担当者の方がお越しいただいておりますので後ほどご説明 いただきます。

また、区長からの諮問を受けて審議会として答申を出すということで、あらか じめ答申文案を用意していただいております。一部事務組合の説明の後、事務局 より説明さしていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

手続き上からいきますと、事務組合からの説明を受けて、その後に答申案につ いて提示いただき、その答申案を一つの軸にしながら皆さんのご意見をいただい て、その意見を集約したものを我々として区長にお出しするということでござい ますので、よろしくお願いいたします。

特にそれについてご意見はございませんでしょうか。それではよろしくお願い いたします。

では、事務組合のほうからご説明いただけるということで、ご担当者のほうか らよろしくお願いいたします。

環境課長

失礼いたしました。

これから事務組合のほうからご説明いただきますが、その前に、今日は一部事 務組合のほうの担当の部長さん、あるいはまた課長さんがお越しになっています ので、簡単にご挨拶をいただきたいと思います。

会 長

よろしくお願いいたします。失礼いたしました。

東京二十三区

と申します。よろしくお願いいたします。

組合 · 部長

清掃一部事務

今日はこの後、「杉並清掃工場建替事業」の環境影響評価書案のあらましをご 説明申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

東京二十三区清掃一部事務組合建設部の計画推進担当部長をしております井上

東京二十三区

同じく、建設部の計画推進課長の中村と申します。私のほうから説明をさして

|清掃一部事務||いただきたいと思います。今日お配りしてございます20ページほどのこちらをご

組合・課長|覧いただきたいと思います。

こちらは、東京都の環境影響評価条例に基づきます環境影響評価書案の住民説 明会で使った資料でございます。同じものでございます。緑の冊子のほうは「概 要版」でございまして、このほかに「本編」と「資料編」というのがあるのです

が、内容が非常にたくさんございますので、こちらの「あらまし」のほうでご説

5

明をやっていきたいというふうに思っております。

まず表紙のほうをちょっと見ていただきたいのですが、これは完成のイメージ でございまして、2ページの「事業の概要」のところとちょっと見比べながらお 聞きになっていただきたいと思います。

新しい杉並清掃工場は平成24年度から工事をやりまして、29年年度に完成を予定してございます。焼却炉の能力につきましては、日量600トン、300トンの炉を2基設置する予定でございます。焼却能力につきましては、現状も600トンということでございます。現状は炉が3つあって、1炉が予備ということですので600トンという形になってございます。

それから、ご説明する事項で大きな項目は、建物はすべて建替えでございますが、煙突につきましては、煙突の外筒が鉄筋コンクリートになってございます。 その中に、内筒といいますけれども、鋼製の煙突が3本入っております。鋼製の煙突は取りかえまして、ステンレス製のものを2本入れるわけなんですが、コンクリート製の外筒につきましては再使用するという形でございます。これにつきましては耐震の確認ができておりますので、今後設計が調った段階で、再度、中に入れます内筒の重量が変わりますので、耐震の計算を行って、必要な補修等をやっていくという形にしてございます。

新しい清掃工場の大きな特徴は、北側のところなんですが、表紙のほうに戻っていただきまして、工場棟の右下のほうになるのですけれども、ここは人工地盤で覆いまして、緑化を図りまして、公開空地とするという予定になってございます。

それから、屋上につきましては、屋上緑化あるいは壁面緑化、それから太陽光 発電パネルをつけるという形にしてございます。

それから、区民センターの間には、人工地盤の細い通路を通しまして、周回道路をつくりまして、それを散策できるような形で公開をしていくという予定にしてございます。

それから、表紙の裏に戻っていただきまして、「環境影響評価制度の手続きの 流れ」というところをご覧いただきたいと思います。

環境影響評価書案を8月31日に提出いたしまして、10月20日まで公示縦覧がされてございます。住民の皆様への説明会でございますが、10月6日から10月12日にかけて、都合6回開催いたしまして、133名の方がご出席いただいたということでございます。

それから、都民の意見、それと関係区長さんからの意見は11月4日までに東京都に出すということになってございます。それを受けまして、評価書案に係る見解書を私どもの方で22年度中に東京都にお出ししまして、都民の意見を聴く会を東京都が開催いたしまして、環境影響評価書というのを来年度まとめていく。評価書を提出いたしましてこれが公示されますと、事業の着手ができるという形になります。

それから、3ページの施工計画のところをご覧いただきたいと思います。

先ほど平成24年度から工事をするというふうに申し上げましたが、工事につきましても、下の地図でちょっとご説明いたしますが、専用地下道入口というものがございます。ここの専用地下道から清掃工場のところまで、環状8号線の下を隧道が通っております。工事中の車両はほぼこちらの中を通しまして、環境影響負荷を低減するという形にしてございます。例えばクレーンとか大きな重機を運ぶときには、どうしても専用地下道が通れませんので、工場の敷地の北側にあります道路を通りまして、スロープを下りて工場のほうに重機を運び込むという形にする予定でございます。

それから、ページをおめくりいただきまして、環境影響評価の項目、6番目の ところでございます。ここは工事の施行中と工事の完了後に分けまして、11項目 に分けて予測評価をしてございます。

それから、用語説明がところどころに散らしてありますので、そちらもご参考 までにご覧になっていただきたいというふうに考えています。

最初に、5ページの「環境影響評価の概要」の説明をさしていただきます。

最初に大気汚染から説明させていただきます。工事の施工中におきまして、建設機械の稼働によります環境影響でございますが、この表のとおりでございまして、浮遊粒子状物質と二酸化窒素を予測評価した結果でございます。これは建設機械の稼働率が高い5カ月目から16カ月目、この1年間につきまして予測をしたものでございまして、12カ月分の建設機械の排出する汚染物質を計算をしまして、1年間の気象モデルに当てはめまして、拡散計算をして平均を出したという結果でございます。

それによりますと、二酸化窒素は年平均値は0.048でございますが、評価の指標となります環境基準と比べたときに、環境基準の0.06以下というところを0.070という形で少しオーバーするという結果になってございます。

これにつきましては、建設機械の影響の低減化を図るために、稼働台数が集中

しないように施工計画をつくってやっていきたいというふうに思っております。 それから、工事用車両の走行につきましては、同じく二酸化窒素が環境基準値 を上回るという結果になってございます。6ページでございます。

6ページの上から2段目の表でございます。このところにバックグラウンド濃度というのが書いてございますが、バックグラウンド濃度というのは、一般環境の二酸化窒素の濃度を集計したものでございまして、これに一般車両が約6万台、それから工事用車両が37台程度走ったときの二酸化窒素を計算したものでございます。失礼しました。今の台数につきましては、高井戸小学校の前では6万1,700台の一般車両に、工事用車両が37台通ったときの環境影響を計算すると、0.06以下であるところを0.069と、少しだけ超過するという結果になったということでございます。

それから、「工事の完了後」でございますが、7ページの真ん中の表が工事の 完了後でございます。

煙突排出ガスにつきましては、すべての項目で環境基準を下回るという結果になってございます。しかしながら清掃車両の走行でございますけれども、これにつきましても、8ページでございますが、先ほどの工事用車両と同じように、桃井第二小学校と高井戸小学校の前の通りのところで環境基準値を少し超過するという結果になってございます。

それから、悪臭につきましては、プラットホームの入口に自動扉、エアカーテンを設ける等、臭気の流出を防止する。それと、ごみバンカの空気につきましては、燃焼空気として使いまして、800度以上の高温で熱分解をするということでございます。

次に、騒音についてご説明いたしますと、騒音につきましては9ページの一番上をちょっとご覧いただきたいのですが、解体工事、土工事、それから躯体・プラント工事というふうに分けてございますが、それぞれ建設機械が最大になる12カ月目、それから土工事は19カ月目、それから21カ月目、27カ月目、躯体工事が40カ月目の予測でございまして、結果は右のとおりで、勧告基準を下回るという結果になってございます。

それから、道路を通る工事用車両の騒音についての影響でございますが、真ん中の表のとおりになっておりまして、2番から6番の予測の地点でございますが、これは、騒音は昼間の時間でございまして、6時から22時の通行の部分を予測したものでございまして、2番から6番のところは、現状も騒音がオーバーし

ているということでございますけれども、予測した結果につきましても環境基準値を少しオーバーしているということでございます。これにつきましては、工事用車両は、例えば高井戸市民センターの入口では、全体で4万8,000台ほどで、工事用車両は74台の予測でございます。

それから、10ページをお開きいただきたとい思います。これにつきましては「工事の完了後」でございます。

工事の完了後は、施設の稼働に伴う騒音でございますが、上の表のとおりでご ざいますが、規制基準値を満足しているということでございます。

それから、清掃車両の走行につきましては、先ほどの工事用車両の走行と同じように、現況の結果が上回っているという状況の中で、昼間の時間帯、6時から22時の予測をしますと、同じように2番から5番の場所で騒音の環境基準値をオーバーしているという結果になってございます。

次に、振動でございますが、振動につきましては、先ほどの建設機械の騒音の 予測と同じように、12カ月目、19カ月目、21カ月目、27カ月目、40カ月目で予測 した結果でございまして、勧告基準を下回るという結果になってございます。し かしながら、工事用車両の走行につきましては、夜間の走行の部分が含まれます ので、この夜間というのは、朝の7時から8時のところでございまして、どうし ても工事用車両は朝早く到着するということもございますので、この時間帯で騒 音の規制基準を少しオーバーするという結果になってございます。

それから、12ページをお開きいただきたいと思います。

12ページは「工事の完了後」でございまして、施設の稼働に伴う振動でございます。振動につきましては規制基準値を満足しているということでございます。

それから、清掃車両の走行に伴う道路端での振動につきましても規制基準を満 足するということでございます。

それから土壌汚染でございます。12ページの下でございますが、現工場の解体工事前に、土壌汚染対策法第4条及び東京都環境確保条例第116条に基づきまして、計画地内の土壌について汚染状況の調査を行います。

右の表につきましては概況調査をやった結果でございまして、溶出量試験、含有量試験、それからダイオキシンの測定、それから地下水質の調査でございますが、特に問題はなかったということでございます。

それから、ページをお開きいただきまして、地盤でございます。

地盤につきましては、地下水位を著しく低下させることはないというふうな予

測になってございます。

それから、地盤沈下も生じることはないというふうに予測をしてございます。 工事に先立ちましては、地下水の観測井や地盤の変形を計測する地盤変移計を 設置しまして、工事の施工中における主要帯水層の地下水位の変動とか地盤面の 変位を把握して、異常があった場合には適切に対応を行いますということでございます。

それから、電波障害につきましては、地上デジタル波の影響につきましては、 調査の結果、新しい清掃工場の建物について電波障害が生じるということはない という形になってございますので、現状の共同アンテナ方式の電波障害対策は終 了という形になります。

それから、廃棄物につきまして、アスベストでございます。17ページでございます。現状、調査の結果、アスベストは非飛散性のものが煙突の内筒のライニング材、あるいはプラント設備のパッキン等に使われているということはわかっておりますが、再度解体前にアスベストの調査は行います。それと、存在が確認された場合には適正に処理を行っていくという形にしてございます。

それから、温室効果ガスにつきましては、17ページの右の下の活動量のとおり施設を運営しますと、次のページの18ページに温室効果ガスの排出量がございますが、これぐらいの温室効果ガスの排出がなされるという形でございます。右の欄は削減の予定数量でございますけれども、高効率発電、20%以上の高効率の発電機を備えまして、ごみ発電を積極的にやっていくという形にしてございます。

雑駁でしたけれども、以上で環境影響評価の評価書案についての説明を終わら していただきたいと思います。

会 長

どうもありがとうございました。

それでは、今の評価のご説明を受けた案について、答申文案をあらかじめ用意 していただいているということなので、それのご説明をしていただけますか。

環境課長

それでは、私のほうから答申文案についてのご説明をさせていただきますが、 その前に答申文案の配付をさせていただきたいと存じます。

(答申文案配付)

環境課長

よろしいでしょうか。それでは私のほうから、ただいまご説明のありました 「杉並清掃工場建替事業に係る環境影響評価書案に対する意見」、すなわち審議 会の答申案について簡単に説明をさせていただきます。

まず、おめくりいただきまして1ページ、前文のところでございますが、ここ

では、何よりも、この杉並清掃工場が建設された歴史的な経緯、経過を踏まえまして、新たな工場計画に際しても、地域住民に対して開かれた対応、これを強く求めていく。さらに、この新工場が地域の環境保全に積極的に貢献していく、いわば都市部におけるモデル工場になるように建設・運営されることを切に要望する、そういった内容になってございます。

次に、「全般的な意見」でございますが、何よりも住民に対するわかりやすい説明、これを基本としていただいて、先ほどのご説明にもありましたが、一部環境基準を超えると評価したものについては真摯に対応していただく。さらには最新技術の導入。最後に、万が一環境に影響を与えた場合の適切な対応、これを求めてございます。

次に2ページ、「個別の評価項目」のところでございますが、簡単に主なものだけご説明申し上げますと、まず大気汚染について。ここは一部建設機械の稼働等により環境基準を上回る状況がある。先ほどの説明にもありました。そういったものに関しては、重機の稼働台数を調整するなどの対策を講じていただく。また、その結果を再度環境影響評価をしていただくということを求めてございます。

騒音と振動につきましては、低騒音・低振動型の重機を導入していただくということはもちろんでございますが、その運用時間等についても配慮を求めるものであること。

また、水循環につきましては、地下水の水位を継続的に調査をしていただく。 次のページに行きますけれども、電波障害につきましても、デジタル放送の導 入を踏まえて、近隣に電波障害が生じないように、これも適切な対応を求めるも のでございます。

さらに廃棄物、温室効果ガスについては、環境先進都市杉並に建設する清掃工場にふさわしい、地球環境に十分配慮した対応を求める内容となってございます。

最後に、地球の環境保全に積極的に貢献する清掃工場という視点からは、特に 緑化計画を取り上げてございます。工場自体あるいはまた敷地の緑化はもちろん のこと、具体的植栽についても、生物多様性に配慮した計画を立てるなど、これ までの清掃工場にはない対応を求めてまいります。

以上、駆け足でございますが、本日ご説明いたしました。本日委員の皆様方からご意見を賜りまして、答申文として作成させていただき、これをもとに区長意

見として取りまとめ、来月中旬には東京都アセスメント条例に基づき都知事あて 提出をする予定でございます。

大変雑駁でございますが、私からの説明は以上でございます。

会 どうもありがとうございます。 長

> それでは、この「影響評価案あらまし」、別にこれにこだわることはございま せん、先立ってお配りしてある「概要書」を含めてご意見をいただきたい。一応 意見のたたき台ということで事務局に用意していただいた今の説明内容も見なが ら、特にここに書いている内容に絡めながらでも、ご自身の意見がございました ら、フランクに出していただければと存じます。

> その前に、「評価書案のあらまし」あるいは「概要書」についての質問がござ いましたら先にお受けしたいと思います。

> これは課長、1時間若干ぐらいは使っても、延びたらもう少し延ばしてもいい わけですね

環境課長

結構でございます。

会 長

では、十分時間がありますので、よろしくお願いいたします。まず質問、はい どうぞ、お願いいたします。

N 委員

「概要」の24ページに「エネルギー計画」に、ごみの発電量の計画値が8,348 万キロワットと書いてありますけれども、これに要するごみの熱量がどれぐらい か、わかれば教えていただきたい。それからそれに関連してですけれども、38ペ ージに「地球温暖化防止対策」ということで、「化石燃料の使用量を減らし」と 書いてあるんですけれども、プラスチックのごみを燃すことによって、従来使わ れていた都市ガスなのか重油なのかわかりませんけれども、どのぐらい減ったか ということが、もしわかれば教えていただきたい。また、「発電効率の向上を図 る」ということで、今の説明でいくと今度は20%以上の発電効率の最新鋭機を入 れるというお話でしたけれども、現状は何%ぐらいの発電効率になっているのか ということも教えていただけたらと思います。

以上です。

会 長

今3点ご質問があったと思いますけれども、組合のほうからよろしくお願いい たします。お答えください。

東京二十三区

まず発熱量でございますけれども、最大で1万4,000ジュールぐらいですか、 清掃一部事務 3,400キロカロリーぐらいでしょうか。

組合・課長

N 委員

それはパーアワーですか。

東京二十三区

キログラムです。ごみ1キログラム。ちょっと今数字が見当たらないので。

清掃一部事務

あとそれから、発電の効率ですけれども、大体2万キロワットぐらいの計画な |組 合 ・課 長 ||んです。現状の発電機は 6,000 キロでございますので、現状の発電機の出力とい いますか、効率がどれくらいかというのはちょっとわからないのですが、新しい のは熱量に関しまして20%以上を確保するという形でございます。その高効率に しますと、環境省のほうから循環型社会づくりの交付金というのがいただけます ので、23区の区民の方が負担するお金も少し低減できるという形になるというこ とでございます。

> それからもう一つは、地球温暖化対策への貢献でございますけれども、ごみの エネルギーで発電をするということで、電力会社が発電する量が低減できるとい うことが循環型社会づくりへの貢献といいますか、そういうふうにお考えになっ ていただきたいと思います。

N 委員

私が聞きたかったのは、プラスチックを燃すことによって助燃材が減っている かどうかということです。

東京二十三区

プラスチックを燃さなくても、助燃の必要はないような形で今も新しい設備は |清掃一部事務 | 運転はしてございますので、プラスチックが入れば熱量が上がりますから、冷や |組 合 ・ 課 長 ||す空気はたくさん入れなきゃいけないというような現象になるわけです。助燃の| ために燃料を使っているかというと、使っておりません。東京都の焼却炉は非常 に優秀でございますので、使っておりません。使うのは、焼却炉を立ち上げると き、それから、とめるときごみを全部焼き切るために800度以上の温度を確保す るために助燃材を使っている。それと、例えばごみが一遍に入りますと、水分を 含んでいますので、温度が下がりますので、ダイオキシン対策等で800度以上を 確保しなきゃいけないという基準がございますから、それを確保するために少し 助燃材で、天然ガスとか灯油、そういうもので助燃をするという場合はございま すけれども、そうならないようにコントロールしながら焼却をしているというの |が現状でございます。よろしいでしょうか。

Ν 委 員 ありがとうございます。

会 長

すみません、今2万キロというお話がありましたが、出力で2万キロワットと いうことでよろしいのですか。

東京二十三区

そうでございます。

清掃一部事務

組合・課長

会 長

そうすると、順調に動けば40万から50万キロワットアワーの発電量だというこ とでよろしいでしょうか。

東京二十三区

清掃一部事務

はい。年間で2炉動かす期間というのが、計画では293日というふうに書いて |ございますけれども、2炉常時動くということではございませんので、2万キロ |組合・課長||の発電機を備えていても、マックスで293日です。ですから365日を掛けてもこの| 数値にはならないとは思います。そういうふうにご理解いただきたいと思いま す。

会 長

ほかに。まず質問ということであれば。よろしいでしょうか。どうぞお願いい たします。

委 L 員

こういうアセスの書類というのがどういうふうにつくられるのかちょっと定か じゃないのですけれども、この停止期間中5年間というものもごみは出ているわ けですから、それの処理に関して、どう処理をされて、またそれはどこの清掃工 場が受けるのか、こういったものは環境影響評価の中に含まれないのかどうか、 その辺をちょっとお聞きしたかったんですが。

会 長 どうぞお答えください。

東京二十三区

清掃一部事務

工事期間中は、ごみの処理につきましては23区がお互いに共同しながら処理を |しましょうということですので、近隣の工場に運ぶという形になります。近隣の |組 合 ・課 長 ||工場では、アセスといいますか、工場の全体の能力、600トンであれば、600トン 以上のごみは入れないという形になっておりますので、建てるときに既存の工場 が環境影響評価をしたのもやはり600トンで、例えば600トン、あるいは300トン で予測をしておりますので、それ以上には入れませんので、現状よりも負荷が増 えるというわけではないということでございます。

L 委 員

もちろんごみが増えてはいけないんですけれども、私が聞きたかったのは、そ の今言われる各近隣の清掃工場に負担をさせるというのは、そういうのは具体的 に、ルールだとか、どういう車の配置でやられるか、そういった具体的なものは 既に計画が出ているのですか。

東京二十三区

清掃一部事務

現状ではまだ細かい計画はできておりません。ただ予定として近隣の、例えば |目黒工場、千歳工場、千歳が一番近いですけれども、それから世田谷工場、それ |組 合 ・ 課 長 ||から多摩川、それから遠くで光が丘になろうかなというふうに思っています。こ こら辺につきましては、停止をする前年度に23区が全体で話し合いをしまして、 |搬入車両あるいは搬入の数量、どこの工場にどのぐらい入れるというのは、23区

さんが全体で話をしまして決定するという予定になってございます。

会 長

多分、今のご質問はこういうことだと解釈したのですけれども、例えばここで も平均搬入というか、1日搬入台数が出てきますね。 ほかのところでも同じアセ スをやっていて、そちらのほうに杉並工場の廃棄物が行くということは、この5 年間に限って言えば通常の台数以上の車両が行くということで、向こうの環境影 響評価の結果に影響しないのかという意味での相互関係だと思うのですけれど も、どうでしょうか。

東京二十三区

それにつきましては、例えば世田谷工場が予測をした範囲内しか車は行きませ |清掃一部事務 |んので。行かないということです。そのようなご理解でよろしいかと思います。

組合・課長

長

会

よろしいですか、ほかにございますか。どうぞお願いいたします。

F 委 員

私は荻窪に住んでいて、住民説明会のほうにも参加しましたので、ちょっと 「あらまし」に関してご質問申し上げます。

6ページの大気汚染と9ページの騒音なんですけれども、要は超えますという 話は承知しているのですが、一番の原因としては、環八の道路の通行量が1日6 |万台と、非常に多いという認識でよろしいでしょうか。

東京二十三区 清掃一部事務 組合・課長

先ほども申しましたとおり、工事の車両は、例えば高井戸小の前で6万1,000 台のところを37台ぐらいということで、寄与率からしますと一般車両の部分が非 |常に大きくて、工事にかかわる車については0.00%ぐらいという形になっている ということでございます。

長 会

F委員さんよろしいですか。

F 委

員 | はい。

会 長 どうぞお願いいたします。

IJ 委 員

多分基本的なことが私はわかってないと思うのです。このアセスというのは、 基本的には予測の範囲でございますね。ということは、この5年間に、こうであ ろうと思われる数値で、これは大丈夫ですとおっしゃっているのだと思うのです が、この「概要」のほうにも幾つか、きちっと定期的にチェックするというよう なことが書いてあったのですけれども、チェック機能は、各項目について、どう |いう場所で、どういう頻度でなさるのか。その結果が万が一予測を超える場合に はどういう対応をなさるのかということと、それからこちら側の答申案にござい ましたけれども、住民に丁寧な説明をというのは、もちろんそれは一番大事なこ とだと思いますが、その説明がここの冊子の「あらまし」の最初では、何か説明 をされたというふうになっているのですけれども、この長い5年という期間の中 で、少し状況に従って中間というか、間に何回か説明会を設けられるのか、教え てください。

東京二十三区

ここで予測した事項につきましての調査ですね、これはここの事後調査という 清掃一部事務|のがございますが、この事後調査をする前に事後調査計画書というのを東京都の 組合・課長 |環境局に出しまして、それで了解をいただいて、例えば大気につきましては1年 間、工事中でございますので、先ほどの建設機械については1年間、それから騒 音については一番影響の大きくなるときとか、そういうところを選択してやりま すという計画をつくりまして承認をいただくという形で調査をしまして、最終的 にはそのデータを東京都の環境影響評価審議会にお出しするという形になってご ざいます。

> それで、当然縦覧といいますか、住民の方が見られるようになっていて、積極 的にオープンじゃないんですけれども、見られるという形になりますので、そち らをご覧いただければわかるかなと思います。

> あとは、私どもは建設協議会というのをつくっておりまして、私どもと杉並区 さん、それから地域住民の代表の方に、場面、場面ごとで工事の進捗状況のご説 明をして、例えばアスベストの調査をしたらその調査の結果、あるいは土壌の調 査をしたら土壌の調査の結果をお示しして、こういう状況でしたというご報告を する予定にしてございますので、建設協議会は傍聴可能で、資料も提供するとい うふうにしてございますから、もしよろしかったらそちらのほうで傍聴していた だければありがたいなと思います。

U 委 員 | すみません、対応のほうは。

東京二十三区

対応のほうは、オーバーしている状況がございましたら、さらにその対策を徹 清掃一部事務 |底して、この中に「環境保全のための措置」というのがございますけれども、こ |組 合 ・ 課 長 ||れで十分でなければ違う方法を考えるとか、即座に対応する。特に騒音関係につ きましては即座に対応が必要でございますから、即座に対応するというふうに予 定はしてございます。

U 委員

それは騒音なり汚染なりが出たときに、すぐに工事がストップするということ でございますか。

騒音が出た場合には、とりあえずは同じような工事ができませんので、それは

東京二十三区

|清掃一部事務 ||ストップという形になろうかと思います。それで、例えば施行計画を練り直し 組 合 ・ 課 長 |て、工事台数の低減化を図るとか、それから平準化するとかして、ご理解をいた

だいてから再度工事を始めるという形になろうか思うのですけれども。

会 長

よろしいでしょうか。

U委員は建設協議会に属する地域にお住まいですね。多分建設協議会という形で周辺住民の方はかなり密にやられるということだと思いますが、影響を受ける方については問題が起これば、すぐ協議会マターで審議といいますか、対策をするように迫ってくるということで、事務組合としてはそれに対応するという関係だということでよろしいわけですか。

東京二十三区 清掃一部事務 はい。現場に監督員を常駐させますので、苦情があったら即対応というふうにさせていただきます。

組合・課長

長

会

そのほかどうでございましょうか。

それでは、質問事項は今のところで終わらしていただいて、我々の答申意見という段階に入らせていただきたいわけですけれども、一応この意見というものを見ながらであってもよろしいですし、違ってもいいのですが、ここでは全体意見ということ、最初に前文があって、これは包括的な要望ということだと思います。それから全体的な姿勢といいますか、事務組合に対する要求の姿勢ということがあって、その後に項目別という形になっていると思うので、まずこの前文の部分と全体的意見のあたりでご意見がありましたらどうぞ。個別事項ということでは後で1項ずつ討議していただきたいと思いますので、全体的に、今寺田委員がおっしゃったのもそういう意見に近いご質問だったと思いますけれども。この全体意見、その前の前文あたりの内容はどっちかというと事務組合に対する区としての、事務組合の姿勢、対応についての要請に近いことが書いてあったと思うのですが、この辺の文章あるいは意見についてお述べいただければありがたいと

こういうものが出てくると、一応これに沿ってという形になってしまうのですけれども、特にこだわらずにご意見を出していただければ結構だと思いますので、よろしくお願いいたします。

どなたかありますか。では、F委員さんお願いします。

F 委員

たびたび申しわけありません。

思います。

「全般的意見」の1番の地域住民への説明ということなんですが、私も10月11日の高井戸説明会のほうへ参りまして、同じように中村課長のご説明をお伺いしたんですが、どっちかというと後の質問や回答の時間がどうしてもかかる傾向が

あるのかなというのがありまして、やはりそれに合わせてどうしても説明が短く なってしまう傾向があるように思いました。

それで、今回のご説明と、前回いただきましたこの「概要編」とか「資料編」 とかを拝読して、まあ何となくこういうことかというイメージはつかめるのです が、住民の方はこの「あらまし」だけを見て、説明はたしかあのときは35分ぐら いだったと思うのですが、私でも、駆け足で、ちょっとこれはわかりにくいだろ うという面がありましたので、説明会の議事進行というのは多様な意見とか、関 係ご各位のご苦労というのも察して余りあるものがあるのですが、やはりもうち ょっとポイントをわかりやすく説明することに今後もお願いできればと思いま す。

会 長 まあ要望ということでよろしいわけですか。

東京二十三区

じゃ、ちょっと弁明みたいになっちゃうんですけれども、練馬の工場のときに |清掃一部事務 ||約1時間ぐらい説明をしたんです。そうしたら質問の時間がなくなりまして、非 |組 合 ・ 課 長 |常に苦情がありまして、じゃどうしようかということで、この「あらまし」も練 馬のときはなかったんですが、こういうものでなくて数値の入ってない「概要 |版| だったのですけれども、よりわかりやすくするために数値も入れて、こうい うものをお配りして、私どもは公示縦覧されておりますので、ご覧になって来て いただいているという前提のもとでやりたいんですが、それでは不十分だという ことで、説明を30分以内に終えて、1時間を質疑応答にあてようというふうにし たわけでございます。あと、こちらにつきましてはホームページにも掲載してご ざいますから、ご覧になりたいということであれば事前にご覧になれたというこ となんですけれども、ちょっと言い訳めいて申しわけないんですが。

F 委 員

説明会の案内というので、私も一応役割上拝見したのです。ホームページの中 身はなかったので、でもやはりあれば見ますんで、何かある程度事前に多少なり とも告知できるすべがあってもいいのかなというふうには思います。

東京二十三区

チラシがなかった……。それは失礼しました。はい、わかりました。

清掃一部事務

組合・課長

F 委員

ちょっと意見というほどのものではないかもわからないんですけれども、ぜひ ご留意いただいて、よろしくお願いしたいと思います。

会 長

どうぞほかに。

R 委 員 私は清掃工場建設協議会の委員であると同時に、緑化検討部会という、それと

資料部会という、2つ部会がありまして、私は緑化のほうの担当で、先日第1回の会議が開かれましたので、ちょっとその模様を紹介します。

清掃工場のすぐ目と鼻の先の、言ってみればデュープレックスさんという三百 数十世帯のマンションの代表の方ないしは本当に一番影響の大きい方がどういう 意見なんだろうという中で、とにかく期待が非常に大きいということと、その緑 化に対する期待、緑化部会に対する期待が大きい中で、私が一番心配したのは、 今日までできてから27年間といいましょうか、あそこは反対同盟も私どもの地元 でやった関係で、果たして煙突がどんとできて、160メートルの煙突ができて、 それこそ公害のことも含めて、あそこのマンションがとても値下がりがして、最 初全然売れなかった。それがしばらくして理解されたというのは、日ごろの工場 の取組姿勢というのが非常に評価されて、先日、ちょっと話が飛んで申しわけな いのですが、環境フェアというのがありましたときに、杉並正用財団が作文と絵 画の表彰をしたときに、作文で表彰された1人が工場見学したときに、働いてい る人たちの、額にキラッと光る汗に非常に感動したと。こんなに真剣に取り組ん でくれるからこの工場は安心で安全なんだというお話と、ちょうど緑化部会に出 たら、もう目の前にこれから工場ができ、これから新しくなるというのに対し て、過去のことはともかく、期待が非常に大きいという中で、過去のことはもう 一切触れないで、とにかく、何というのでしょうか、工事期間中も十分安全に配 慮してほしいということと、示されたものに対しては基本的には賛成であると。 遊歩道ができる、それも24時間そういう話が出て開放と。それに対しても全くむ しろ安全というのですか、明るくなっていいというようなこともありまして、新 しくできる工場に対してすごく期待が大きいと。これに対してぜひ、今日の会議 も非常に重要な会議になるわけでございますが、本当につい先日会議に出たばか りの私が何も言わないわけにいかないので、感じたままを今申し上げました。ぜ |ひ関係者一同で、私も生まれ育って七十数年たった十地が、さらに今度の工場が 自然な形で共存、地域に溶け込むように期待しておりますので、皆さんのお力で いい工場をつくっていただきたい、これはお願いになりますが、よろしくお願い します。

ありがとうございました。

会 長 どうもR委員さん、ありがとうございました。

それではちょっと急ぎたいと思います。この前文の最後に、「新工場が都市部 における清掃工場のモデルとして、建設・運営される」ということで、その前に

「地域の環境に積極的に貢献していく」、要はできたことによって従来のように悪 くということではなく、よりいい環境づくりになるということで、それは現にあ ったものですので、構内を見ても多分そういう意味では前向きに取り組んでいる ということでだと思います。これは協議会の中で多分もご議論されてきたことと 思いが、こういう前文で区の要望ということを出しておるわけですけれども、こ こについてはこれでよろしいでしょうか。どうでしょうか。はいどうぞ、お願い いたします。

U 委 員

私、もしかしたらこれは当たってないかなと思うのですが、後悔するといけな いので申し上げるのです。

今ここに前文では、この杉並の工場の歴史というか、どういうふうに地域の皆 さんと一緒にやってきたかということが書いてありますけれども、私たちの杉並 の環境基本計画ではごみの減量ということが、やはり大変大きな目標になってお ります。

それで、私、さっき質問すればよかったと思うのですが、これからこの工場が -体何年間稼働を予定しているのかということもございますので、その中でやは り私たちのごみ減量も何かこういうところに盛り込む、過去ばかりじゃなくて、 私たちはこういうふうにごみのことを考えているということを入れたほうがいい のかなと、ぼんやり考えているので、ほかの委員の皆様のご意見も伺いたいと思 うのですが、いかがでございましょうか。

会 長

それでは、現状でどの程度の稼働を想定しているかについてだけお答えいただ けますでしょうか。

東京二十三区 清掃一部事務

まあ一般的に25年から30年程度なんですが、一廃計画では15年程度の計画でご ざいますので、ごみは現状維持という形でございますので、今後、例えば人口の 組 合 ・ 課 長 |話とか、あるいは皆さんのごみの減量化の話とかで全体のごみの量というのが変 化する可能性がございますので、現状では12%の余裕を持ちながら施設を維持し なければ東京23区内のごみの処理というのはできないという形になってございま すから、とりあえず30年は維持したいと。

会 長

これは2017年稼働でしたか、ですから2050年近くまでここでこの役割を果たす 清掃工場だと思っていればいいということでよろしいでしょうか。今U委員さん がおっしゃったようなお話で、これは難しいと思うのですが、アセスに関して言 えば、特に影響のある方々について、影響を被らないように、あるいはここで書 いてあるのはよりいいものにしていきましょうということでの建設計画、運営に

対するアセスメントということなので、今おっしゃったような区民が減量化努力をして、結果としてここへの搬入量が減る、それによってもろもろの負荷がさらに減るというようななことは、多分我々のごみ処理計画とか、処理計画の中で扱っていくことはできるのだと思うのですが、ここの中でそういうことを書く余地というのは、これは我々の意見ですから、我々が事務組合に対して、入ってくるごみの運営についてということが中心になっていますね。どうですか、これはむしろ区にお聞きしたほうがいいのかもしれませんが、アセスメントとこういうことの関係はどうお考えになっているか、どうぞお願いします。

環境課長

U委員さんもよくご存じの基本計画では、大きな目標の一つにごみの減量というのがございます。当然これは区全体で、あるいはまた区民の皆さんにもご協力をいただいて推進していくテーマで、今後この基本計画、あるいはまた一廃計画ですとか、さまざま、U委員さんもご存じの計画がありますので、その中で当然着実に進めていくことだというふうには思っていますが、直接これは清掃工場のアセスメントの答申ですが、それを踏まえた区長意見として東京都に提出する文書の中に入れる形になりますと、どのような形がいいのかなというのが、少しちょっと検討はしてみたいなとは思うのですが、なかなか難しいかもしれない、そういうことでございます。

会 長

どうでしょうか、よろしいですか。

それではほかに、前文全体というところでご意見をいただければと思いますけれども。はい、どうぞお願いいたします。

P 委員

全般的な意見にもなるのだと思うのですが、1年ぐらい前の区長意見取りまとめのときの会議でも申し上げたのですけれども、アセスメントというのは基本的に国が設けている、あるいは都が設けている環境基準、各物質の値ですとか騒音、水質、大気、そういったものを超えないかということを今も検討されて、現状の調査と、あと加えられる要因でどうかということですね。それで、おっしゃっているとおり、加えられる要因が余りにも環八の近くということで、もともとが余りにひどい環境なので、加えられる要因が非常に薄いんですというのはご説明のとおりだと思います。

ただ、それは前提として、各物質が今の基準を満たしていれば健康には害がないのだというのが一つの前提になってしまっておりますね。それで、ここの視点の中で、区民、特に「あらまし」でお書きになっている8番の関係地域、終わりから3ページ目ですか、18ページにある、この杉並区の中でもかなりの範囲にわ

たるこういった地域の方の健康状態に、果たして施工中あるいは稼働してからの 影響が出ないのかどうか、これを調べる必要がやはりあると思います。

例えば、中継所として杉並病を起こしてしまった杉並区としての苦い経験からすれば、あれも交通量がもともと非常に大きい環八のそばにああいったものをつくって、大気状況もまたそこに加わるものがあったと。都は水質だというふうにお話になっていますが、恐らく大気の状態も、車の台数は非常にそれに伴って増えて、稼働してからも増えているということもあるし、それに加えて微量に物質が変化したということで起こっている可能性があるわけです。

それで、あのときも当然アセスはやられているはずですね。手を抜かれている わけはないと思います。だから、アセスをやったから被害が生じないのだという ことは全く言えない。アセスの段階でオーケーだったからというのは、こういっ た形のやり方はできないので、枠組みとして、ここにある影響が及ぶであろうと いうこの地域の方々の健康状態の調査をどうされるのかというのは、施工に入ら れる前と施行中と稼働してから、これをどういう計画でどういう役割分担でやら れるかということが書かれる必要があるだろうと思います。

特に、ここに住んでいる人たちの窓口になるのはどこか、こういった異常が住民に出ました、あるいは周りにこういう人が出ております、あるいはこの学校で、さっきから小学校の名前が2校ほど出ていますけれども、やはり大気を一番暴露して1日中受けるのは子どもたち、あるいは教師の方になりますから、滞留時間が区内で、近くで長いというとそういうふうになってくると思うので、その子どもたちへの影響を中心に、どうやってディレクトするのか。言ってくるのを待つとしても窓口はどこなのか。私としては言ってくるのを待つのではなくて、それを具体的に拾い上げる仕組みをこういった環境評価の中に加えていくべきだろうというのが大まかな大項目の中での意見です。

環境基準値を満たします、あるいは少し超えるのは何とか方法を持って対処したいと思いますというのはわかるのですが、多分中継所をつくるときもそんなにオーバーした値をアセス上予測されたわけではなかったはずですね。ところがああいう結果になった。それは非常に総括をして、杉並区としても組合のほうには要請するし、区としてはこういう方法を提案するというのも協議しておく必要があるのかもしれません。保健所が窓口なのか、あるいは学校に対してどういう窓口を置くのか、専門のドクターをどういうふうに置くのか、そういったような考え方と、事前にあらかじめ健康調査をしておくのだということを新たに盛り込ま

れないと、杉並病を起こした杉並区として、こういった計画にまた関与するときに、責任が問われるところだろうと思いますし、実態として光化学スモッグについても、目標では被害がゼロというのを目標にして、今もゼロですと言っているんですけれども、じゃ実際、その目の痛みとかあるいは息苦しさとか神経的に参る人が増えてないのかどうかを把握できているのかという、逆にアプローチしなきゃいけないのが、公害対策としての区がやるべきことも含めてあると思っているので、特にこういう大きなプラス要因が加わってくるときに、現況の把握とその後、施工中と稼働中の把握というのは、計画段階からこうやりますと、こういう調査をやりますということを盛り込む、あるいは窓口はこうします、体制としては区はこう組んで、組合はこういうものをつくりますというものが大枠で要るだろう。それが今までないのが、多くのアセスで欠落している部分だと思うので、意見として申し上げたいです。

会 長

ちょっと整理させていただくと、全体意見の中で、最初のところでは今の内容 についてきちっと説明されたい。2番目のところでは、ある程度影響が予想され るものについて、さらに改善するように要望します。3番目は工事期間中あるい は30年稼働する中で、技術革新があったものについて積極的に取り入れて、より いいものにしてください。4点目は、何らかの不測の事態が起こった、あるいは 何かの問題が起こったときには速やかに対応してください。この4項に、何らか の問題というのは顕在化するかどうかということもあって、周辺の住民の方、あ るいはある方が何らかの意見を持ったときに、できるだけその意見が速やかに受 けとめられるような体制が必要だという、柔らかく言えばそういうことで、そう |いう項目について意見として加えたらどうかというのが今のP委員さんのご趣旨| だと思うのです。これは、今日からだと、あと1週間ぐらいしかないですね。そ うすると、今のようなお話で、一つ、前向きに今のP委員さんのようにできるだ けやっていこうということと、ただこの場合、R委員さんなどは建設協議会で出 ておられますが、約30年近く年稼働して、現施設のほうが規模も大きかったとい う中で、現実にここで焼却炉として稼働してきた、ストーカー炉ということでは 同じで、基準値もかなりこの中でコメントされていると思うのですけれども、そ ういう中で、今度は区の立場で、このレベルとしてそういう意見、要望というも のを、我々の意見として、要は何らかの問題を例えばマンションの方が感じたと きに、それができるだけ速やかに受けとめられる。受けとめられるということ |は、そういうことがあり得るということが、検討の外でないような仕組みを設け

てほしいということですね。

P 委 員

そうですね。例えば何かおかしいと思っても、気のせいかと思う人もいますね。少しおかしいと思った場合に、ドクターの診断を受けられるような体制をとっておく、そういったことへの補助を考えておくようなことも含めて、そのときにどこにまず言っていったらいいかという窓口は非常に大事だと思うのですけれども、そういう仕組み自体を一応つくられておく必要があるというふうには最低限僕は感じます。大きな範囲での健康調査を、現況も希望される人が多分いると思うのですけれども、この施設があるからだというふうに思っている人もいるかもしれません。あるいは環八というひどい、環境格差で言えば区内で非常に劣悪なものをいつも被っているにもかかわらず、またこういう工事があるのかというところで不満を持っている方もいるでしょうし、もともとの、今の疾患状況ですとか健康状態がこの工事によって悪くなったのかどうかというのは、事前にもやはりある程度の申し出ができる機会を設けておいて、そういった人が増えるのか増えないのかというようなこともやる必要があるというふうに思います。ここにある不測の事態が生じたというのをどうディレクトするかなんです。

会 長環境課長

では、課長お願いします。

わかりました。

まず、環八を含む大気汚染の状況、健康診断だとかそういった問題も含めて、 その窓口というお話がありましたけれども、もちろんこれはP委員さんご存じか もしれませんが、この間、保健所ですとか、そういったところでも、一般健康診 断を含めた窓口、これは常に開かれておりまして、区民に対してさまざまの、こ れは大気汚染だけじゃありませんが、そういった対応がとれることになっていま す。

それから、先ほど最初のP委員さんのお話がありました中で、子どもたちに対するお話が少しありました。これにつきましても、新しい環境基本計画の中では、児童・生徒の健康管理の充実という形で、今までにも増して担当課のほうで、これはいわゆる呼吸器系の疾患等が中心になっているのですが、そういった健診、当然その該当する学校についてはさらにですけれども、そういった対応をとっております。そういったことも含めて、もちろん区としても、子どもたちも含めた対応ということには当然手を加えているわけでございます。

今回清掃工場ができて、その付加率により環境基準を超えるというところがありますが、この点に関しては、こちらの方の各論を読んでいただければわかるよ

うに、少なくともこの環境基準を超えたところに関しては、さらに、例えば建設 中の重機の稼働のスキームだとか、そういったものを考えていただいた上で、さ らなる評価をお願いしたいということで述べている部分もございますので、付加 率に関しては微々たるものかもしれませんけれども、そういった形で区としても 対応をとっているし、必要な要請はいつでも東京都のほうにも申し上げるという ことでございます。

会 長

ちょっと今のお話、全体にもかかるのですけれども、大気と絡めてもう少し、 もう時間がなくなってしまうので、途中で切れるのだけは避けたいと思いますの で、ちょっとP委員さん後で。

それで、個別項目のほうに一度入らしていただいて、今のP委員さんおっしゃ ったものを全体的な話として盛り込むということの意見を我々のほうで出すかは ちょっと後の問題として、今ご意見出たようにどうしても大気の問題が一番大き くこれからも出ると思いますが、先に騒音・振動、水循環、そうですね、では騒 音・振動あたりからいきますか。ここについてはどうでしょうか、何かご意見ご ざいますか。はい、どうぞ。

あと多分20分ぐらいしかないので、一つひとつ手短にお話いただければと思い ます。

F 委 員

1点だけ申し上げます。

「解体工事」のところで、「資料編」の26ページに、これは多分お手元にな い、資料として直接いただいたのですが、解体工事16カ月のところで、車両の搬 入の台数がここだけどんと大きくて、月間2,892あるのですね。ご承知のとおり 環八でも道路の通行量が多く、今渋滞情報とかでよく、環八、人見街道から外回 り・内回りが渋滞していますよとあって、この辺は渋滞情報はかなり精度にばら つきがあって、混んでいても流れているときもあれば、情報が出てなくても混ん でいる場合もあります。だから、解体工事の搬入・搬出に関しては、もうちょっ と実際の道路状況等を勘案しながら、柔軟的に、負荷をかけないようにやってほ しいなというのをちょっと所感として感じましたので、1点だけ申し上げます。

会 長

特にご意見をいただくこともないのですけれども、今のについて特にコメント いただくことがあれば、我々は意見を出す方なものですから、余り場違いな意見 を出してもしようがないと思いますので。

東京二十三区

今のご意見は、全体の最大の工事用車両が1日当たり116台、この月がそうな 清掃一部事務 |んですね。今おっしゃった16カ月目がそうでございますので、このときを対象と

組合・課長 |して予測評価をしているというのが「あらまし」の中に出ている結果でございま

それで、工事用車両の大気汚染、それから騒音・振動、これが1日当たり116 台、工事用車両が付加された状態で予測評価しているということでございます。

会 長 予測をそれでやったということですね。

東京二十三区

はい、そういうことです。

清掃一部事務

組合・課長

会 長

想定されている最大出入りの台数の中で予測されたという、そう捉えてよろし いと。

東京二十三区

はい、そうでございます。

清掃一部事務

組合・課長

会 長

それじゃ、どんどんいきますか、一巡で。どこでも結構ですからご意見がござ いましたら出してみてください。大気を除いて先にやってしまいましょう。 はい、どうぞ。

M 委 員

騒音ですけれども、土日とか祝日とかはお休みするということですが、それが 毎日ずっと同じように続くことで、精神的に何かが起きる可能性もあると思うん ですが、2日やったら1日休むみたいな、何かそれに対する対応の仕方とかいう のを考えていらっしゃいますでしょうか。

東京二十三区

清掃一部事務

組合・課長

現状では、精神的な負荷までは予測はできないのですけれども、音の低減化の 対策は、防音パネルを張るとかできますので、それはやるのですが、あと、工事 の平準化、そういうことで、音の出ない時期をつくるとか、そういうことは可能 ですので、それは工事のときにちょっと検討さしていただきたいなというふうに 思っていますけれども。

会 長

多分今のようなことはP委員さんが先ほど言ったことにもかかわってくると思 うのですね、副次的な問題と、たまたま特殊な要因が加わって非常に問題になる 方が出てくるとかいうことで、それを全部このアセスで取り上げるというわけに はいかないと思うんです。一方でそういうものが出たときの対応ということで、 先ほど木村さんがおっしゃったようなことを包括的に含めるのも一つかなという ように感じたのですけれども、そういうことで収拾さしていただいたらどうかと

いうことでやりたいと思います。あとどなたか。

「水循環」は、これはどっちかというと、水位とか、水文的な障害が工事で起 きた場合に対応するということで、今のところは特にそういう大きい問題が出る とは思ってないということだったと思うのですけれども、これはよろしいでしょ うか。

「日影」は、これは煙突がそのままで、ほかはどちらかというと低くなる形の 建物計画になっているということで、少なくとも今よりかはよくなる方向で改善 される。これは、R委員さんのあたりでもご理解されていることでよろしいです か。「電波障害」は、これは問題ないようにするということで、これも今の話と 絡んできます。

「景観」も、緑化と非常に関係があると思うのですけれども、これも地区協議 会の中ではかなり議論された……。

委 R 員 会

長

ええ、検討しています。

あと、「廃棄物」の中で、「極力、再利用・再資源化を行い、発生量の低減を |図っていただきたい。| 「残土の一時保管場所を明示することとされたい。| と いう、これはこういうことで、当然資源化を行うということは都のほうでもお考 えになっていると思いますが、特にこの辺はよろしいでしょうか。

それではあと、「温室効果ガス」のところに参ります。

これは私から質問さしていただきますけれども、この新施設は2050年ぐらいま で何らかの機能を持ち続けるのだろうということで、一方で今、ストーカー炉を 中心に、こういうものが燃焼処理ということで30年世の中に動くのかは非常にフ ァジーと思っています。特に生ごみの問題とかプラスチックの性状、あるいは容 器・包装の扱いも変わっていくという流れの中で、この30年間の施設がどう対応 していくのかということで言うと、多分この辺の問題が一番象徴的に出てくると 思っていいます。先ほどのものでも、こういう排出量、これは簡単に書いてあり ますけれども、多分杉並区では環七、環八以外では固定発生源としては一番大き いものとして2050年まで残りますよね、多分。そういうことに対して事務組合と しては何かお考えとかあるでしょうか。

東京二十三区 清掃一部事務

現状では、例えば過去3年間の排出量から何%とか、そういう義務化がなされ |ようとしているのですけれども、その時期には工事をやっておりますので、新た |組 合 ・ 課 長 ||なものを建てるという認識でございます。なるべく省エネ機器、それの導入を図 っていくという計画にしているんですが、具体的にごみを焼却することで出る二

酸化炭素の量につきましては、今後のごみの分別といいますか、そういうところ に影響されるのかなというふうには考えております。

会 長

これは我々の意見の中の議論で言うと、将来のことはなかなか今予測できないのですが、ただ、杉並区の基本計画の中でも、いろいろと資源化、減量化、あるいは生ごみの扱いをどうするかとかという議論はされているわけですね。5年後、10年後どうなるかというのはわからないですけれども、そういう区等の、特に区民の考え方等の中で、そういう問題、施設運用をどうしていくかの中でそういう問題にも対応していただきたいという話だと思うのです。具体的にこうこうしろということを書く、入れるのではなく、そういうような柔構造の施設運用、あるいは設備的な対応をしていただきたいという形がどうかというぐらいのところなんです。

今日は時間がないので言い放しでもいいと思うのですが、私が何となく感じた のはこの辺だけです。

それで、ほかの方は、それでは大気を除いたここまででご意見はよろしいです か。大体こういう流れで。

「その他事項」というところに、「解体工事」は主にアスベストを中心に書かれていますが、これはこのぐらいの表現でよろしいでしょうか。はい、どうぞお願いします。

P 委員

これは飛灰というか、焼却灰のこともやはり同じように触れられているほうがいいんじゃないかと思いますね。さっきの施工中に何か起こるのじゃないかということで私が危惧するのは、一番は実際は焼却灰あるいは重金属です。そういったものの点なので。

会 長

それも多分、P委員さんがおっしゃったお話の中に含められ、当然飛灰とかそ ういうこともこの中では、アセスでは入っているということだと思いますので。

それと「緑化」についてはどうでしょうか。特に、R委員さんは緑化の委員会にも入っているとお話だったですけれども、このような意見ということで。はい、どうぞお願いします。

V 委員

この緑化計画については、まことに立派な、すばらしい計画だと思いますので、ぜひ実現をお願いしたい。

ただこれ、絵に描いた餅に終わらぬよう、具体化として、何か実際に区民が参加してそういう検討できる機会があるのか。R委員さんが何か緑化委員会とか言われましたけれども、何かそういうものと兼ねて、そういう機会があるんでしょ

うか。

R 委 員

まさに緑化部会の、全部で二十数名でしょうか、30名近いのでしょうか。1回 目が開かれたのですけれども、これは随時やっていきながらという中で、杉並清 |掃工場緑化に伴うアンケートというのが清掃工場に置いてありまして、新しい清| |掃工場の緑化について、あったらいいなと思うものに丸をつけてくださいという のが九つ並んでいまして、樹木とか花とか芝生とか水とか、休憩場所、健康増 進、散策スペース提供、自然学習、その他というふうな中で、今こういう意見も 聞いてという中で、それがまた委員会に出てきますので、1回目始まったのです けれども、すごく熱心な委員会なんで、ここに書いてあることが反映されるよう に努めたいと思います。

委 員

わかりました。

会 長

それではこの辺までで、あとは大気のところと、先ほどP委員さんのご意見に ついて集約しようと。ほかに。E委員さんどうぞ。

委 E 員

「水循環」について、「直ちに対策を講じられたい」とか、「周辺地域で井戸 枯れ等の通報があった場合は、直ちに対応されたい。」という答申の案がありま すけれども、一部事務組合のほうでそのときの対応とか対策について、具体的な 対応、対策がもし説明していただけるのなら今お聞きしたいと思うのです。

東京二十三区

井戸枯れの件につきましては、工事中に観測井を設置しまして、水位を常時は |清掃一部事務||かりますので、影響が出るか出ないかというのはすぐ把握できるというふうに思 組合・課長います。

> それで、私ども、SMWという工法で、山留めという、地下部分を掘るときに カバーをつくるわけなんですが、そのSMWで山留め壁をつくってやれば、地下 水が湧出することはほぼないということですので、井戸枯れにつながるようなこ とにはならないんじゃないかなというふうには思っております。

会 長

これでよろしいわけですね。またよろしくお願いいたします。一応全体項目の 中でいろんなことが起こったときの対策ということを書かれています。これは多 分、水文の問題だったら水文に影響があるような事態が起こることになるとなか なか対策が難しいということで、もともとないようにしようということが対策の 前提だとは思うのですけれども、アセスの内容を見ていただいて、我々のほうで も詰めてみて、意見で今以上にしなければならないようでしたら、また後で事務 局のほうにも検討していただきたいと思います。

そういうことで、それでは特に「大気」で、ここで書かれているものは、具体

的な環境保全対策を講じた場合の予測も行いながら、積極的に、より大気汚染についての防止を図るようにとの要望が入っていると思うのですけれども、これ以上に意見として、こういう意見を付加しておくべきだというようなことがございましたら。どうでしょうか。よろしいですか。

それでは、一応全体でのご意見をいただいたということで、特に大きい点はP 委員さんがおっしゃった点だったと思います。 これは全体にかかわるので、一応 できるだけ前向きに意見として挙げられるように検討するということで、これは 全体的になんですけれども、実は具体的な内容について、私、会長と事務局に-任していただきたいということです。私は、今のあたりが一番大きいポイントだ ったと思うんですね。全体として見ればかなり、今ある清掃工場から建設協議会 できちっとご議論されてきている内容だということで、ただ一方で、現に先ほど 出ましたけれども現工場は非常に状況の悪いところに立地している。これが人の 少ないところの道路で生活環境影響調査したら、騒音レベルとかそういうのも非 常に影響があるのかもわからない。いずれにしてもP委員さんのご意見あたりを どう扱うかということも含めて、慎重にご検討して、また皆さんにこんな文案で ということで、回して意見をいただくということもあるかもわからないですけれ ども、そういうことを含めて私と事務局にお任せいただきたい。私としては、皆 さんに回すのは簡単なことですから、この程度のことを変えて出したいというこ とを行うとことを前提に一任していただければということでお願いできますでし ようか。

では、そういうことでこの件は終わらせていただきたいと思います。事務組合 のご担当の部長さん、課長さん、本当にありがとうございました。今日は

それでは、残りの事項を進めさしていただきます。報告事項として「レジ袋削減に関する取組状況」、これをご担当からお願いいたします。

環境都市推進課長

レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例に基づく平成21年度のレジ袋削減状 況等の集計ができましたので、ご報告いたします。

資料の1「取組状況の概要」に2カ年の取組状況を記載してございます。これをご覧いただきますと、有料化、キャッシュバックなど、経済的な誘因のある取組を行っている事業所ではマイバッグ持参率が2%から5%増加し、全体としまして、条例施行前と比較しては11%以上の増となり、一定の成果があっているものでございます。

2の「現状の分析と課題」につきまして、一番大きな課題としましては、条例

対象事業所の大半を占めて増加を続けているコンビニでマイバッグ持参率が30% 以下にとどまっているということでございます。

3に挙げました「今後の主な取組」としましては、この条例の成否がコンビニの取組いかんにかかっているところから、引き続きコンビニ業界への協力要請や 声かけの徹底、レジ袋不要カード設置に続く新たな取組方策を協議してまいりた いというふうに考えてございます。

また、条例が事業者の方々の協力と区民の皆様の環境意識によって支えられているということがございますので、レジ袋削減の現状を広く周知して、取組の優良な事業者の支援を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

「広報すぎなみ」10月21日号で、既にマイバッグ持参率の現状や、マイバッグ 持参率60%の目標を達成した事業所について皆様にお知らせしているところでご ざいますが、今後とも区ホームページやイベント時のチラシやパネル展示等で啓 発に努めてまいりたいと存じます。

裏面以降に参考資料として、「業種別、事業所別の取組状況」を記載してございますのでご覧いただければと存じます。

私からは以上でございます。

会長どうもすみませんでした。

これで、主にこの内容を見ていただいて、「現状の分析と課題」というところ でご意見等がございましたらお願いできますでしょうか。はいどうぞ、お願いい たします。

M 委 員

レジ袋の削減ということですが、この目的はごみの減量と、現状意識を持ってもらうということですね。それで、一番下の持参率という中で、持ってきたかどうかの率であって、実際はレジ袋をどの程度お客様に渡したかという量の問題とか、あと今、軽量化をレジ袋がしていると思うのですけれども、しているその現状と、リサイクルが今できているので、果たしてレジ袋を減らす意味があるのか。実際にごみ袋として利用している方もいらっしゃいますね。この今の取組の状況を見ていると、コンビニでは、ほとんど持参率が少ないということなんですけれども、コンビニだと本当に小さいものをちょっと買って、重量としてはそんなに大したことない、そういったものも一括してこの持参率という形で評価することに対する意味がどれだけあるのかなと、ちょっと疑問に思っています。

今後に対しても、有料化に対して、コンビニのほうではやはりお客さんが減る とか、そういった問題があると思うので、今後の課題として、持っていくか持っ

ていないかじゃなくて、重量として、本当にたくさんのレジ袋の重さ、軽い、小 さいものに対する有料化をする、重たければ有料にする、軽かったら無料にする みたいな、そういった考え方とかというのはないものかというのを伺いたいと思 います。

会 長

お願いします。

環境都市推進課長

現状で報告書として、使用した枚数については報告を受けております。やはり |枚数としてもすごく減ってきているのですけれども、コンビニに関して申します と、「なみすけ」の絵柄のレジテープを出したことによって、小さい、1点、2 点買いの方は辞退される方が増えて、小さい袋の枚数が減ったということはござ います。

今後、今の時点で重量制にするという考えは私ども持ってございません。

会

ほかにございますか。どうぞお願いします。 長

F 委 員

この「現状の分析と課題」の4と5で、コンビニとスーパーの一部で、だからコ ンビニの割合が低いですよと。スーパーの一部店舗では経営上の理由、恐らく戦 略的なものであえてやりませんよという、利便性のほうを売っているのかもしれ ませんけれども、この辺でアップする方策というか、いわばインセンティブとい うのはどういうふうにお考えでいらっしゃるでしょうか。

環境都市推進課長

スーパーで有料化をやめたというところはキャッシュバックに移行しておりま して、経営戦略として有料化ではない方法でレジ袋の削減に取り組むということ でございます。やはり環境に配慮している企業であるということの一つの指標と して皆様にアピールする点が多いというところが企業のインセンティブになって いるというふうに存じます。

会 長 よろしいでしょうか。

委 員 コンビニのほうで上げる方策というのは何かありますか。

環境都市推進課長

それにつきまして、コンビニと粘り強く協議を続けているところでございま す。声かけの徹底をしていただくというのが、経済的な措置を伴わない方法とし てまずありますので、そこから始めていきたいというふうに考えてございます。

長 会

- それでは、報告事項をこの辺で打ち切らせていただいて、「その他」というこ とで、前回ご質問が出たことについての報告が、生産緑地制度と、あともう1つ あったですね、新聞販売量・回収量の推計という、この2点についてご提示いた だければと思いますが、お願いいたします。

清掃管理課長

私からは、新聞の区内販売量・回収量の推計について、ご報告いたします。

まず、区内新聞販売量ですけれども、これは集計いたしますと2万3,361トンとなりますけれども、これは区の広報折込枚数を基準として推計したもので、これを1年分ということになってございます。また区外での販売数も一定量ございますので、区内での販売部数率を88%としてございます。

次に、区内で回収を行っている販売店の数ですけれども、56店舗のうち、朝 日・読売でやっておりまして、11店舗。

次に、新聞販売店の回収した量でございますけれども、これもあくまで推計ですが、1販売店当たりの平均回収量が、月17.6トン、年間にしますと2,044トンというふうになってございます。

参考までに、それぞれの回収方法別に21年度の回収量を推計しております。回収率につきましては、古紙再生促進センターの回収率の87%を使用してございます。

販売量と回収量の推計については以上でございますが、参考資料といたしまして杉並区の資源回収の流れを添付しておりますので、後でお目通しいただければ と思います。

以上、今後の参考にしていただければと思います。

私の報告は以上でございます。

会 長

P 委員

P委員さんからのご質問だと。どうぞ。

数字をありがとうございます。非常にわかりやすかったです。

私、朝日と読売が東京管下で4万5,000トン月当たり回収していますと。他紙もあるだろうということを考えて、全体で5万トン/月として、その25分の1ぐらいが杉並で回収されているとしたらという想定をしていましたので、ほぼぴったりの数字なんですが、それとそこにお書きになっているように56店舗あって11しか今やられてない。こういう新聞のアンカーとか、ああいう販売所を経由してというか、多分コントロールしているだけで実際はやはり古紙回収の業者さんが回られているので、そういったところをやられているのがこういうことだと。

それで、行政回収と集団回収の比率が、本来は逆にしたいというのが区として もおありなんだと思うのです。コスト面を考えますとね。さらにいいのは新聞販 売店がやってくれることだろうというふうに思います。この間、何遍も部長さん もお話の、全く区としてそういった回収ができない体制にすることは望ましいも のではないというという意見もそのとおりだというふうに、この間の議論を通じ て思っています。 とすると、ハンドリング、どういう割合で来年はやっていこうか、そういうハンドリングを区のほうで割と積極的に考えられるのではないか。というのは、今の相場が来年どう動くかぐらいは恐らく予想がつくでしょうということと、来年度の委託の契約をするときに、今、週1回段ボールと新聞を回収しているのを、2週間に1回にして、果たして実際に不都合な人がどれだけいるか、区の回収のほうですね。それは非常に疑問だと思うのです。自分が朝日で販売店から回収してもらうとき、1週間飛んだり、2週間飛んだりはしょっちゅうあるのですけれども、それは我慢して置いておけないわけでは全然ないわけです、新聞紙を。部屋の中で新聞が2倍に高くなるだけの話ですので、それを考えますと、そのときに集団回収を毎週やっているということがあれば、出したければそちらに出すという流れはやはり当然できると思います。無理はないと。使う側も特に回収として不便ではない。でもやめたわけでもない。

であれば、一挙にまず行政回収の負担を新聞に関して、あるいは段ボールに関して、段ボールも週にものすごく出るうちは余りないです、見ていると。ですから2週に1回にされるのは非常に検討の価値があるだろうと。コストで言えば恐らく3億ぐらい年間変わってくるのじゃないかと思いますから、それをこの数字を見て思います。

それから、集団回収のこのトン数掛ける多分6円、キロ6円でしたかね。報償金は5円か6円お出しになっているのを考えると、この額は即座にカットすべきだろう。これはキロ6~7円で業者さんに多分売れているわけですね。集団回収をやることで、さらにその倍まで集団はもらわなければいけないのかが私には理解できない。

というのは、集団でも回収しない限りは、紙が余って、余って、廃棄量がものすごくて困ったという時期にやられた施策だから、集団回収を積極的にやられたはずですね。ですけれども、今や紙の使用量は日本全体で見ても漸減しているわけです。そのときに、紙があふれ返るという危険が、この集団回収以外の行政回収を例えば半分にした、集団回収のほうがさらに半分になったとしても、さっき言っています新聞販売店の回収で十分カバーできる。今5分の1しかやっておられないわけですし、でもやる業者さんは結局一緒なわけです。古紙回収業者さんがやられるわけだから、仕事は減るわけじゃない。出る量も一緒なんだから、減るわけじゃない。ということだと思うので、これは真剣に早々の予算のところで、どう変えていけるのかというのは区の積極的なハンドリングが可能なところ

だと思います。

それで、半分にされたから苦情が出るかというときに、もう一つは新聞に折り込まれてくる、区報は別ですよ、「すぎなみ」は別ですけれども、広告の東、うちはあれをやめてもらっていますけれども、そうすれば重量はほとんどすぐ半減できるのですよ。3分の2か半分にはできます。ですからたまって困る家は広告を入れないでほしいというのを言えばいいだけの話。

ですので、区の行政回収を週1回から2週に1回というのは、まず取っかかりとしてはぜひやってみていただきたい。集団回収への報償金というのは、私は何の報償かわからないので、今や報償に値しない。集めれば普通に売れているのですからね。2人以上で集団なわけですね。集団もすごくつくりやすいし、やっているところに自分も加わればもっと簡単であって、区の回収がないときにそこへ行けばいいしということで考えて、それでも不足が出るようなものは新聞販売店の回収がやっていく。老人で出すのが大変だというようなところも、取りに行くのもやっていらっしゃいますから、そういったところを活用していく。

こういうふうに調べられるということは、このアプローチは、区としては、この販売店は56店舗しかないわけですから、十分できると思いましたので、資料は非常にありがたかったんですけれども、やはりそういった形で浮かせて、削減すればいいということじゃなくて、同じ公害防止ということで考えると、苦しんでいる人もいるし、健康調査が要るということはこの間もずっとお話していますから、公害対策のほう、今3,000万ぐらいしか年間ないところの予算を一気に増やしていただきたいというのが趣旨です。よそへ持っていっていただきたいということでは全くありません。

会 長

今のP委員さんのお話で、この見方がわかってきた方もいらっしゃると思うので、今日はこれを議論するのではなく、今のような読み方があるということでも う一回皆さん見直していただいて、次回等、時間があるときにこういう議論もさ していただければと思います。

みどり公園課長

それでは、みどりのほうの実態調査についてご報告いただきたいと思います。 みどりの実態調査の草地の率の資料について、平成4年から9年にかけて率は 大きく減少している件と、14年から19年にかけて草地と農地率が増えている件に ついて、資料を用意して説明をさせていただきます。

平成4年に生産緑地法が大きく改正になりました。その結果、生産緑地でない 農地については、猶予措置はありましたが、宅地並み課税の可能性があった関係 で、減少しております。右側に「杉並区農業経営実態調査における農地面積の推移」という形で、平成3年までは長期営農という形で所有する農地の分類がございますが、これを生産緑地にするか宅地化農地にするかという大きな制度上の変更があった結果、農地が平成4年から9年にかけて大きく減少したというのが草地率が下がった大きな理由でございます。

実態上、生産緑地はその後、一時的に増えていますが、漸減して、農地全体は、昭和60年に100~クタールあったものが、平成19年現在で53.8~クタールが 農地全体の量でございます。

ただし、この生産緑地に指定替えをした段階で、通常の草地状の農地じゃなくて、樹木被覆地というか、植木畑にする農地が非常に増えました。その結果、樹木被覆地をカウントすると、農地でありながら樹木被覆地に入るものがありまして、平成14年まではそういったものを樹木被覆地に含んでいた部分があって、実際に農地の面積と合わない部分がございましたので、平成19年の調査から、草地率も、草地と農地率という形で農地を加えた結果、14年から19年に数量が増えたというのが実態でございます。

以上でございます。

会 長 これも今

これも今聞いてもなかなかわからないことも多いと思いますので、もう一度今の課長のご説明を振り返りながら、後ろの制度変更も含めて、また次回でもこれについての意見交換でもできればと思います。

今日はもう時間が押してしまいましたので、申しわけないですけれども、これで、あとは日程調整で終わらしていただきたいと思いますけれども、日程についてお願いいたします。

環境課長

次回の日程、第46回審議会の日程でございますが、少しあくのですけれども、 来年、2011年1月19日、あるいはその次の1月20日、いずれも午後を予定したい と思うんですが、皆様のご都合はいかがでしょうか。

会 長

19日、20日ということなので、いつものとおりお諮りいたします。19日がご都合つかない方はご挙手いただきます。19日がだめな方、4名ですね。20日がだめな方、今3名ですね。

それでは、申しわけないですけれども、ほかの方もいらっしゃいますけれども、20日ということでお願いしたいと思います。皆様、20日と決まった中で、また何とか調整がつくようでしたらお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それで今日はよろしいんでしょうか。どうもありがとうございました。

それで、最初の杉並清掃工場建設に関することについては、後ほど事務局と今日のご意見を踏まえてご相談しまして、素案にさしていただいて、皆さんにご報告して、速やかにご回答いただいた分についてまた検討するということで、よろしくお願いしたいと思います。

今日は、ぎりぎりになりましたけれども、どうもありがとうございました。